

広島県告示第七百二十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定によつて、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。

平成三十年十月九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 解除に係る保安林の所在場所

福山市加茂町字芦原字鹿熊七〇〇三の五、加茂町字粟根字四川七〇〇四の三

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅